

学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関する情報

大学等	学部学科等名	修業年限	必要修得 単位数	科目区分ごとの 修得単位数(内数)		取得可能な資格
				選択必修	自由	
福岡歯科大学	口腔歯学部 口腔歯学科	6年	200	6		学士(歯学) 歯科医師国家試験受験資格
	大学院歯学研究科	4年	30	10		博士(歯学)

※口腔歯学部口腔歯学科;記載必要修得単位数200単位及び選択必修6単位は令和7年度卒業の学生を基準とする

福岡歯科大学試験、成績の評価及び進級に関する規則（抜粋）

（成績の評価）

第5条 定期試験、追試験並びに再試験の成績は、「優、良、可、不可」の評語をもって表し、「可」以上を合格とし、「不可」を不合格とする。各評語の点数区分は次のとおりとする。なお、「優、良、可、不可」はそれぞれ「A、B、C、D」で表すこともできる。

優（A） 100点～80点

良（B） 79点～70点

可（C） 69点～60点

不可（D） 59点～0点

2 定期試験及び追試験の点数評価は、最高100点とする。

3 再試験の点数評価は、最高60点とする。

4 再試験欠席者の成績評価は、定期試験の成績をもって代える。

（総合学力試験、共用試験及び卒業試験の合格基準）

第5条の2 総合学力試験、共用試験及び卒業試験の成績評価は、合格及び不合格とする。

2 総合学力試験は基準点以上に達している場合を合格とし、基準点は第1学年は本試験及び追・再試験共に60%、第2学年は本試験が65%、追・再試験が60%、第3学年及び第4学年は本試験が70%、追・再試験が60%、第5学年は本試験及び追・再試験共に70%とする。

3 共用試験はC B T及びO S C Eに区分し、成績評価は公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が判定する合否結果をもって充てる。

4 卒業試験は直近の国家試験出題領域に準じて区分し、各区分で基準点以上に達している場合を合格とする。各領域の基準点は必修領域80%、その他の領域70%とする。

（進級・卒業）

第7条 学則第11条及び第12条の規定により、当該学年において修得すべき全授業科目の試験及び次の各号に示す進級（第6学年にあつては卒業）に必要な試験に合格した場合は進級（第6学年にあつては卒業）とする。

（1）総合学力試験

（2）共用試験

（3）卒業試験

福岡歯科大学大学院学則（抜粋）

（課程修了の要件）

第9条 課程修了の要件は、4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

（単位修得の認定）

第11条 授業科目を履修した者に対する単位修得の認定は、試験及び研究報告等により各授業科目の担当教員が学期末又は学年末に行う。

第12条 前条の成績認定は、合格、不合格の2種とする。

（学位の授与）

第27条 本大学院の課程を修了した者には、博士（歯学）の学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学学位規程の定めるところにより本大学院に博士論文を提出し、本大学院の行う審査に合格し、かつ、本大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを試問により確認された者に授与することができる。